

# 自家用の乗用車の環境性能割は 令和4年1月1日から税率が変わります

自家用の乗用車に適用されている自動車税・軽自動車税の『環境性能割を1%軽減する特例措置』は令和3年12月末で終了します。

令和3年12月末まで		令和4年1月1日から
2%	→	3%
1%	→	2%
非課税	→	1% (一部)

自家用の乗用車に適用されている自動車税・軽自動車税の『環境性能割を1%軽減する特例措置』は令和3年12月末で終了します。

(電気自動車(燃料電池車を含む。)、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(※)等は引き続き非課税となります。詳細は裏面をご確認ください。)

※平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車)又は平成21年排出ガス基準10%低減

京都地方税機構  
自動車関係税申告受付センター  
TEL: 075-693-8455